

○後志広域連合国民健康保険高額療養費支給申請手続の 簡素化に関する実施要綱

〔 令和 4 年12月30日
要綱第 1 号 〕

改正 令和 5 年 7 月19日要綱第 5 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第57条の2に規定する高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給申請において、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「規則」という。）第27条の17の規定により手続を省略すること（以下「手続の簡素化」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 月間の高額療養費 施行規則第27条の16第1項に規定する月間の高額療養費をいう。
- (2) 年間の高額療養費 施行規則第27条の17の2第1項及び第27条の17の3第1項に規定する年間の高額療養費をいう。
- (3) 国民健康保険世帯主 世帯主及び国民健康保険における「世帯主」の取扱いについて（平成13年12月25日保発第291号都道府県知事宛て厚生労働省保険局長通知）2の規定による手続により国民健康保険における世帯主（以下「世帯主」という。）となったものをいう。
- (4) 計算期間 毎年 8 月 1 日から翌年 7 月31日までの期間をいう。

(対象者)

第 3 条 手続の簡素化をすることができる者は、国民健康保険料（税）及び一部負担金に滞納がない者であって、次に掲げるものとする。

- (1) 月間の高額療養費の手続の簡素化をすることができる者（以下「月間の対象者」という。）は、高額療養費に係る療養のあった月の初日における世帯主とする。
- (2) 年間の高額療養費の手続の簡素化をすることができる者（以下「年間の対象者」という。）は、計算期間を通じて保険者が後志広域連合であって、手続の簡素化による月間の高額療養費の支給を受けている世帯主とする。

(手続の簡素化の申請等)

第 4 条 手続の簡素化の申請をしようとする月間の対象者は、この要綱の施行の日以後に国民健康保険高額療養費支給申請書（申請手続の簡素化用）（別記様式第 1 号）（以下「申請書」という。）を後志広域連合長（以下「広域連合長」という。）に提出するものとする。

2 広域連合長は、前項の申請をしたものに対し、申請日以後の月ごとの高額療養費支給

申請（以下「申請」という。）を省略させることができる。

- 3 広域連合長は、年間の対象者に対し、申請日以後の月ごとの申請を省略させることができる。

（支給決定）

第5条 広域連合長は、前条の規定により手続の簡素化をした月間の対象者又は年間の対象者（以下「手続きの簡素化をした者」という。）にあたっては、高額療養費の支給に該当する月があるときは、当該月ごとに支給決定し、通知を行うものとする。

（手続の簡素化の停止）

第6条 広域連合長は、第4条の規定にかかわらず、同条の手続の簡素化をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、手続の簡素化を停止することができる。この場合において、広域連合長は、国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化停止通知書（別記様式第2号）により通知を行うものとする。

- (1) 簡素化の対象外とするよう申出をした場合
- (2) 世帯主の資格の異動により、第3条に規定する対象となる手続の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 世帯主がこの要綱の施行の日以後に提出した申請書において指定した振込先金融機関口座に支払ができなくなった場合
- (4) 死亡した場合
- (5) 申請書の内容に偽りその他不正があった場合

- 2 前項の規定により、手続の簡素化が停止となった月間の対象者は、規則第27条の16の規定に基づき、手続の簡素化が停止となった月以後の高額療養費の支給について、国民健康保険高額療養費支給申請書（後志広域連合国民健康保険条例施行規則別記様式第8号）を広域連合長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定により、手続の簡素化が停止となった月間の対象者が第1項各号（第4号を除く。）に該当しなくなった場合、広域連合長は手続の簡素化の停止を解除することができる。この場合において、第4条の申請を要する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 この要綱による規定は、この要綱の施行の日以後に申請された手続の簡素化の取扱いについて適用し、同日前に申請された高額療養費支給申請の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和5年要綱第5号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年1月1日から適用する。